

令和3年9月第3回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 令和3年9月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵  
3番 木 内 文 雄  
4番 新 見 準  
5番 小 川 喜 敬  
6番 山 田 雅 士  
7番 小 澤 孝 延  
8番 角 麻 子  
9番 小 菅 耕 二  
10番 木 村 利 晴  
11番 石 井 孝 昭  
12番 桜 田 秀 雄  
13番 林 修 三  
14番 山 口 孝 弘  
15番 小 高 良 則  
16番 加 藤 弘  
17番 京 増 藤 江  
18番 丸 山 わき子  
19番 林 政 男  
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

財 政 課 長 和 田 暢 祥

高 齢 者 福 祉 課 長 飛 田 雅 章

・連絡員

総 務 部 参 事 片 岡 和 久

秘 書 広 報 課 長 田 中 和 彦

社 会 福 祉 課 長 堀 越 和 則

農 政 課 長 相 川 幸 法

道 路 河 川 課 長 中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加 曾 利 佳 信

教 育 次 長 関 貴 美 代

教 育 総 務 課 長 井 口 安 弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日 野 原 広 志

副 主 幹 須 賀 澤 勲

主 査 渋 谷 佳 子

主 査 嘉 瀬 順 子

主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

令和3年9月7日（火）午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第14号

提案理由の説明

日程第2 一般質問

**○議長（鈴木広美君）**

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

初めに、本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、日程第1、議案の上程を行います。

議案第14号の提案理由の説明を求めます。

**○市長（北村新司君）**

最初に、東京2020パラリンピックが9月5日に閉会いたしました。本市出身の里見紗李奈選手がバドミントン女子シングルス、ダブルスの両競技において金メダルを獲得いたしましたことは、八街市民にとって大変喜ばしいことであり、その雄姿をテレビで拝見し、大変感動いたしました。里見紗李奈選手、本当におめでとうございませう。

それでは、追加提案いたしました議案につきまして、ご説明いたします。

本定例会の開会時にご説明いたしました。国庫補助事業において、国庫補助金の申請漏れや契約及び支払いの遅延により、遅延金の支払いや国庫補助金を返還するなどの事案が発生しました。改めまして、市民の皆様方に深くおわび申し上げます。

私自身、その責任を重く受け止め、不適正な事務執行に対して管理監督責任がある私と副市長、それぞれの給与を削減するために、議案第14号、八街市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についてを追加提案させていただきました。

これは令和3年10月1日から令和3年12月31日までの期間、私と副市長の給与から給料月額100分の10に相当する額を減額するものでございませう。

以上で追加議案の説明を終わります。今後は組織的なチェック体制の整備を図り、再発防止等、市政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。よろしくご審議の上、可決くださるよう、お願い申し上げます。

**○議長（鈴木広美君）**

ただいま上程されました議案第14号に対しての質疑通告は、8月31日に上程された議案と併せて、本日、午後1時までに通告するようお願いいたします。

日程第2、3日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を許します。

**○丸山わき子君**

それでは私は日本共産党を代表いたしまして、新型コロナウイルス感染症の対策強化について、2点目に安全安心の街づくりについて、質問するものであります。

コロナ感染の第5波では、感染性がより高いデルタ株が主流になり、八街市でも8月の感染者数は337人、9月に入り、感染者数が1桁となりましたが、7月の35人を上回っており、感染しにくいとされていた10代以下の子どもの感染が今年の10倍となっており、子どもから親へと家庭内感染が指摘されていますが、保護者世代へのワクチン接種が間に合っていないのが実情であります。

県疾病対策課は1日の発表で、8月11日以降、26日ぶりに新規感染者は1千人未満となったが、病床稼働率は68.2パーセントと依然と高く、調整中を含む自宅療養者が1万1千人以上であり、まだ低減傾向に入ったと言いきれない、引き続き感染防止対策が必要としています。災害級の感染拡大にふさわしい対策を求め、質問するものであります。

まず、新型コロナウイルス感染症の対策強化では、希望する市民へのワクチン接種について、伺うものであります。

接種状況と今後の取組について、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民の接種率につきましては、代表質問1、やちまた21、加藤弘議員、代表質問4、誠和会、山口孝弘議員にお答えしましたとおり、8月30日現在の新型コロナワクチンの接種状況は、1回目が54.2パーセント、2回目が42.5パーセントとなります。

保育士や教員等の接種につきましては、市内医療機関の協力により、当初の予定より早めて実施したほか、国際医療福祉大学成田キャンパスで行っている職域接種により実施いたしました。その結果、幼稚園、小学校、中学校の教員や職員につきましては、予約等も含めた率として全体で72.1パーセント、保育園の保育士等の状況は、私立を含めた全体で91.3パーセントとなっております。また、市内の児童発達支援事務所の職員も優先接種を実施しておりまして、全体で87.3パーセントとなっております。

#### ○丸山わき子君

保育園、幼稚園あるいは小・中学校の教員、施設等で働くエッセンシャルワーカーのワクチン接種状況は大変高くなっているわけなんですけれども、今後、市民に対する接種に関わって、安定的なワクチンの供給量の見通しはどのようになっているのか、お伺いいたします。

#### ○市民部長（吉田正明君）

今のところ、順調にワクチン接種につきましては進んでいるものというふうに理解しております。これから30代、20代の方を主流にということで接種に入ってもらいますけれども、その方々に接種できる量につきましては十分、県の方に申請してございます。

#### ○丸山わき子君

県の方に申請しているということなんですけど、50代以下、若い方々への接種に関して、迅速に行うための手だては取られているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

**○市民部長（吉田正明君）**

今現在、接種の予約につきましては40代の方の接種を今現在行っているところですが、今後、予約の入り状況等々を勘案しまして、30代あるいは20代への予約の開始につきましては、できるだけ予約の開始時期を早められれば早めていきたいというふうに考えております。

**○丸山わき子君**

若い方々の接種に関しまして、接種率を高めるための検討は何かされているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

**○市民部長（吉田正明君）**

報道でもされておりますように、ワクチン接種をしていただいた方がもちろんコロナウイルスへの感染というのは予防できるということにもなっておりますので、できるだけ多くの方に、当然、接種はしていただくということで、対象年齢の時期になりましたら、こちらの方からはがきを出して、接種予約の開始につきましてはお知らせして、できるだけ多くの方に接種していただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（鈴木広美君）**

丸山議員、ちょっと確認したいんですけども、今のやり取りを聞いていますと、50代以下のワクチン接種についてという内容の部分も含まれておりますが、よろしいですか。

**○丸山わき子君**

次に、自宅療養者の支援についてであります。

直近の入院、宿泊療養、また自宅療養者はそれぞれ何人になっているのか、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

感染者の状況内訳でございますけれども、県が毎週集計して各市町村に情報提供しております。直近の集計は9月2日現在、入院6人、宿泊療養1人、自宅療養128人、調整中28人でございます。

自宅療養は、外出せずに自宅で療養いただき、その間、保健所から1日1回の健康観察があります。また、パルスオキシメーターの貸与や、希望者は配食サービスを受けることができます。

千葉県では、新規感染者の急速な拡大により自宅療養者が増加していることから、パルスオキシメーターの追加確保や配食サービスの配送能力の強化、夜間外来体制の確保、外来・往診対応の医療機関の確保といった、支援体制の強化に努めております。

また、現在、本市でも電話相談に対応しておりますが、感染者に最も近い存在として頼っていただけるよう、県と連携してまいりたいと考えております。

**○丸山わき子君**

今、県の方で自宅療養者に関して、いろいろと対応策がありますよ、また相談窓口がありま

すよという、そういった答弁でございましたけれども、感染しても、ほとんどの方が自宅療養を強いられているということで、変異株などにより自宅療養中の患者さんの急変や、また重症化、死亡という事態が進行しているケースが県内でも報告されています。

自宅療養の不安の解消や、また家族感染の抑制のためにも、隔離と治療に専念できる施設が必要であるというふうに思いますが、市長はどのように、この点についてはお考えなのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

実は現在、千葉県では新型コロナウイルス感染症の拡大によって自宅で療養する患者が急増しておりまして、保健所の業務量が大変増加しております。そのため、対応に遅れが生じていると伺っております。このため、市では自宅療養者の生活支援につきまして、可能な限り保健所と連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

また、全国知事会におきまして、また実は全国市長会、全国町村会におきまして、厚生労働省の方へ、自宅療養のことも含めまして、感染急拡大に伴う入院、療養の運用変更についての要請を行ったところでございます。特に、自宅療養を選択する場合にも、往診が受けられ、在宅看護や外来診療等を適切に組み合わせた医療体制を確保できるようにすることが大変重要であるということのほか、先ほど申し上げましたパルスオキシメーターや酸素吸入器の配備、急変時に備えた関係機関の情報共有と搬送体制の確保、あるいは食料・物資配給・配送サービスの拡充など、体制整備が不可欠であるとして、国として関係機関と適切な連携を確保できるよう調整いただくとともに、必要となる諸経費は責任をもって財源確保していただきたいということで緊急の要請をしております。私どもも千葉県市長会と足並みをそろえて要望してまいりたいと思っております。

#### ○丸山わき子君

私がかつて伺ったのは、自宅療養者の不安の解消、また家族感染の抑制のためには隔離と治療に専念できる施設が必要ではないかと、市長はどんなふうにお考えですかということをお聞きしたんですが、市長はその辺について、どのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

先ども申し上げましたとおり、その点につきましても全国市長会、あるいは全国町村会と連携して、いろんな意味でも要望しなきゃならないというふうに思っております。私どももしっかりと関係機関、あるいは関係団体等と連携を図りながら強く要望してまいりたいと今考えております。

#### ○丸山わき子君

今、県の状況は、軽症者用のホテル療養に関しては500室を確保したと、1千500室ありますよということなんです。実際に利用できるのは、900人分しか利用できない。それから、臨時医療施設に関しても、県のがんセンター9病棟、66床を拡張しただけで、圧倒的多数の方々がこうした施設を利用できないということなんです。県に対しても、市民が安心して療養できる、そういった施策をきちんと県にぶつけて要求していく、このこ



とが必要ではないかなというふうに思いますが、市長、その辺はどうでしょう。

**○市長（北村新司君）**

改めまして、千葉県の熊谷知事に対しまして、印旛郡市7市2町あるわけでございますけれども、連携を取りながら、改めて熊谷知事にそうしたことの配慮あるいは要望を重ねますとともに、千葉県市長会と連携しながら、しっかりと要望してまいりたいと思っております。

**○丸山わき子君**

今本当に対策、対応を取らなければならないことで、喫緊の課題であるというふうに思います。ぜひ、この問題につきましては早急に県に要求し、改善を求め、一人でも多くの方々が安心して療養できる体制を取っていただきたいということを申し上げておきます。

また、自宅療養者の健康観察、また重症化リスクを早期に発見して必要な医療を保障するために、市内医師会、また医療機関との連携で健康観察や訪問診療などが行える体制を取り、重症化リスク患者を一刻も早く把握して、入院、適切な医療が遅滞なく保障できる対策を取ることが求められていると思っておりますが、その辺についてはどのように検討されていますでしょうか。

**○市民部長（吉田正明君）**

県といたしましては、自宅療養者の方の支援体制の強化ということで、保健所の方と共同で健康観察を行います、自宅療養者のフォローアップセンターというものが新たに開設されました。また、入院先が見つからない患者が一時的に待機して療養を受けることができます入院待機ステーションというものも同時に開設されたということで、これらの施設については保健所と共同で、自宅療養者の容体の変化に対応していただけるということになっていると思います。

こういった施設の利用では、実際に八街市がどういう形で利用できるのかといったことについては、まだ県の方から詳細が来ておりませんのではっきり分かりませんが、こういった利用も含めまして、また自宅療養の方につきましては、万が一、具合が悪くなったときの対策というものを、それぞれ担当されているお医者さん、あるいは保健所の保健師の方とよく相談しておいていただいて、対応していただければというふうに考えております。

**○丸山わき子君**

市としては、市の医師会あるいは医療機関と連携での対応は全くできないのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

**○市民部長（吉田正明君）**

当然、市内の医師会の先生につきましては、その医療機関にかかっている方も多くいますので、その辺は担当の先生の方とよく話をさせていただいて、その辺の対応については、ここで対応をお願いできればというふうに考えております。

**○丸山わき子君**

これは従来と変わらないわけですね。療養している方々が、いかに安心できるのかという体制づくりが今必要であるというふうに思います。その点での検討をいただきたいということ

を思います。

時間がございますので、次に、きめ細かな支援体制について、お伺いいたします。

自宅療養の方への食料支援は1週間以上かかっており、大変に対応が遅く、迅速な対応を求めるものですが、これについては八街市としてはどんなふうにお考えなのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘のとおり、千葉県が実施しております自宅療養者への配食サービスは、申込み希望者の急増により、8月17日現在、申込みから配送まで平均7日程度を要しており、配送能力の強化に努めております。

市民の皆様からも、療養期間中の食料品や日用品の購入についてのお問合せをいただきまして、担当部署では、全額自己負担になりますが、民間の配食サービス等をご案内しております。療養期間中は外出を控え、感染の防止に努めなければなりません。本市といたしましては、一刻も早く療養者に食料品をお届けし、かつ、保健所の負担を軽減するための方策を、可能な範囲で関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

8月25日の厚生労働省の通達の中でも、一日も早く食料支援窓口を設置して、自宅療養している希望者には療養者にふさわしい食料、日用品を届ける体制をつくるようにと、そういった通知が出ているわけですね。やはりそういった通知に基づいて、きちんと市民の皆さんに療養に合った食料を。カップラーメンみたいな、今は乾麺みたいなものが県から送られてきているわけですが、熱を出しているさなかに、そういうものは食べられない。のどごしのいいもの、きちんと安心して食べられるものが届けられる、そういった内容と体制をつくっていくべきであるというふうに思います。

八街市は、なかなか県からきちんとした連絡が来ないから対応が取れないというようなことを言われているわけですが、お届けに関して、可能な限りと、今、市長が言われたわけですが、可能な範囲で関係機関と連携を図っていくということなんですが、今まで以上に新たな一歩を踏み出した対策が取れるのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

#### ○市民部長（吉田正明君）

先ほど市長の方から答弁いたしましたように、保健所の負担を軽減するため連携を図っていくということで申し上げましたが、当然、自宅療養者の情報、あるいは食料品や物品の提供を受けることができさえすれば、現在、県が今行っております配食サービスについては、県に代わって本市がそれを代行するということは十分可能であると思われまので、今後十分に関係機関の方と、その辺については協議してまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

先ほど市長答弁の中で、八街市には相談窓口があって、療養者負担ではあるけれども、買物等、対応できるようにしていますというような、そういう答弁がございました。しかし、国



の方では1食1千500円あたりの食料費まで認めているわけですね。県が国の方の補助金を握っているわけなんです、県の方とよく相談していただいて、きちんと食料支援ができる、無料で食料支援ができる、そういった対応をぜひしていただきたい。このように思います。

それから次に、PCR検査についてであります。

ワクチン接種対象外の子どもたちの感染対策について、お伺いするものでありますが、12歳以下の子どもはワクチン接種の対象外となっております。子どもの感染も増加しております、保育園・幼稚園・学校での無料PCR検査の実施を求めますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきましても、感染者の急増に伴い、10歳未満及び10歳代の感染者数が増加しております。また、保健所の分析では家庭内感染も増加しております。

千葉県では、学校や幼稚園、保育所等の積極的疫学調査は優先して実施する方針でございますが、本市では八街市新型コロナウイルス感染症に係る検査実施に関する指針に基づいたPCR検査を実施しております。また、学校の教員や保育士、放課後児童クラブの職員等への新型コロナワクチン接種を優先して実施しておりますので、職員側からの感染リスクの低減や、施設の閉鎖リスクの低減につながるものと考えております。

#### ○丸山わき子君

10才以下の罹患率は、県平均は5.2パーセント、八街市は7.7パーセントと、県平均を上回っているわけですね。今、市長が言われたように、子どもを通じて家庭内感染が拡大しているということもあるわけです。

今、八街市が行っているPCR検査は、感染が確認された段階での検査である。しかし、私が求めていますのは、3割を占める無症状者からの感染を防ぐためのものであって、やはり子どもたちに対する予防対策をきちんとしていかなければならないんじゃないか、感染から子どもを守る対策が必要ではないかということでの質問であります。

ぜひその点で、PCR検査は高くできないんだというのであれば、抗原検査のキットを子どもたちに配付する、そういう取組も必要ではないかというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○市民部長（吉田正明君）

子どもの罹患状況というところですが、先ほどお話がありましたように、9月29日時点ですと自治体ごとの罹患率では本市の場合は7.7パーセント、県では5.2パーセントという中で、感染者数につきましては、日々の感染者数は変動しておりますので、9月5日現在でいいますと、八街市の場合は5パーセント、県全体で大体5.5パーセントという状況になっております。

また、県の専門家の会合におきましては、10歳未満の増加傾向というものは非常に続いている状況にあるということで分析されておりますけれども、学校内での感染対策、あるいは

学校活動自体の制限の検討、それから小さいお子さんの親の世代、あるいは若い世代のワクチン接種をできる限り推進して流行拡大を抑制するということが今後必要な対策ということでは言われているところでございます。

保健所、それから医療機関の逼迫の状況から、感染を防ぐことが何よりも重要という中で、PCR検査ということにつきましても、十分その辺については理解しておりますけれども、家庭内あるいは職場内での身近な感染を防ぐということで、大変恐縮ですけど、市民の皆様方には引き続きマスクの着用あるいは密の回避、石けんによる手洗い、手指消毒といった基本的な感染対策に努めていただければというふうに考えております。

**○丸山わき子君**

子どもをいかに守るのか、その視点が私は足りないんじゃないかというふうに思います。それから、若年層の感染対策についてもそうなんですけれども、若年層に対してもPCR検査をきちんとしていく必要があるんじゃないか。せめて11月までに終了するというのであれば、それまでの間でもいいから、こういった対策を取っていくことが必要ではないかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○議長（鈴木広美君）**

それは②ですね。

**○丸山わき子君**

はい。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症は、無症状であっても病原体を保有している場合には人に感染させてしまうリスクがあります。家庭内や職場内など、身近な感染を防ぐため、市民の皆様方には引き続きマスクの着用、3つの密の回避、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒の励行など、効果的な感染予防対策を組み合わせることで、可能な限り、ご自身や周りの方を守っていただくようお願い申し上げます。

また、8月25日に変更されました、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、症状のある方や医療機関、高齢者施設、保育所等の従事者、幼稚園から大学までの各種学校に抗原簡易キットを配布することを明示しております。

保健所及び医療機関の逼迫状況を鑑みますと、感染を防ぐことが何よりも重要と考えますので、若年層へのワクチン接種が速やかに進むよう、努めてまいります。

**○丸山わき子君**

若年層の感染対策についても、気を付けていただきたいという市側からのお願いであって、市側から積極的にこれをやるから感染対策を、という対応ではないわけですね。

8月25日に国が出した通達なんですけれども、集団生活の場で感染者が1人でもあれば、クラス等の中で、全ての方を検査対象にするよという内容であって、学校全体を、あるいは地域全体でそういう検査をしますよという内容ではないわけなんです。無症状感染者を早

期に発見、保護する、このことが今必要ではないかということをおしは申し上げているわけです。

ワクチン接種の計画的な実施をするとともに、ブレイクスルー感染、未成年や子どもの感染者の増加など、新たな事態にふさわしい検査戦略を持つことが今求められているのではないかと。何の対策もないまま、市民にただ注意しましょう、それだけで果たしていいのかどうか。令和2年度の決算では約12億円の残があるわけですね。やっぱりそういったものは、こういったコロナ対策にしっかりと使っていく、市民の安心安全を守る、健康を守る、その立場に立ったコロナ対策をしていくべきではないかというふうに思うわけです。

市長、その点について、もう一度答弁いただきたいと申します。市民を守る、そういった施策を今持つべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

PCR検査の積極的な実施ということでもあります。実は全国市長会、千葉県市長会も同じでございますけれども、国に対して重点提言として、PCR検査の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保、供給あるいはPCR検査体制を充実強化するとともに、検査に対する経費について、国で財源措置することを強く要望しております。私どももいたしましても、千葉県市長会と一緒になしまして、こうした要望を強く重ねてまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

感染拡大の真ただ中、大きな災害だと国も言っているわけですね。災害のさなかに、やっぱり今打って出なければならぬ対策があるのではないかと。八街市独自でやらなきゃならぬ対策があるのではないかと申しているんです。国にも県にもきちんと財源を求める、このことは並行してやる。やっぱり八街市は八街市で独自に市民を守る、その対策を本当に実施していかなければならぬときであるということをおし上げておきます。

次に、経済対策について、お伺いいたします。

中小企業等新しい様式応援事業の活用状況について、お伺いいたします。

補助金の活用状況と今後の取組について、お伺いいたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

（4）経済対策についての①になります。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市中小企業等新しい生活様式応援事業補助金につきましては、代表質問1、やちまた21、加藤弘議員に答弁いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と併せまして、事業の維持・継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた新しい生活様式等の対策を講じた事業者に対しまして、その必要経費について、1事業者あたり10万円を上限として補助するものでございまして、6月1日から申請を受け付けているところでございます。

活用状況につきましては、8月31日現在で91件の申請を受理しており、執行額は780万6千円でございます。

申請者の主な業種を申し上げますと、サービス業が37件で最も多く、次いで飲食業が19件、小売業が12件、建設業が11件となっております。

また、補助金の使途につきましては、空気清浄機やサーキュレーター等の備品購入、並びにマスクや消毒液等の消耗品の購入が多くなっている状況でございます。

受付開始当初、申請状況が低迷していたことから、職員による八街駅周辺の商店街への事業所訪問を行ったほか、昨年に実施いたしました八街市中小企業元気アップ給付金を申請された事業者並びに八街商工会議所の全会員を対象に個別通知を行うなど、本制度の周知徹底を図ったところでございます。現在、事業者の方からは連日、複数のお問合せをいただいている状況でございますので、丁寧な説明に努めるとともに、本制度のさらなる活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

### ○丸山わき子君

中小企業等新しい生活様式応援事業補助金が発足して、大変期待されたところでありますが、総事業費2億円ということでありますが、活用が全体的には低迷しているのではないかとこのように思うわけです。

新たな支援事業への転換が必要ではないかというふうに思うわけですが、そこで2番目に、今年度に入って3度目の緊急事態宣言による影響、これは飲食店だけではなくて市内事業者の経営も圧迫しているというふうに思いますが、こうした状況は把握されているのかどうか。また、新たな支援事業で地域経済の活性化を求めるものですが、その辺についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年、新型コロナウイルス感染症の市中感染が拡大して以降、度重なる緊急事態宣言の発出により、飲食店をはじめ、あらゆる業種において長期にわたり影響が及んでいることは十分に認識しております。

令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図るためのセーフティネット保証の認定申請件数は、8月31日現在で732件となり、現在も増加傾向にあります。

先般、代表質問1、やちまた21、加藤弘議員に答弁いたしましたとおり、現在、千葉県では緊急事態措置、または、まん延防止等重点措置に伴う休業や時短営業に要請に応じている飲食店については、千葉県感染拡大防止対策協力金が支給されております。また、飲食店の休業、時短営業または外出自粛等による影響を受け、売上げが大幅に減少している事業者につきましては、国による月次支援金や、県の中小企業等事業継続支援金等の給付が受けられることになっております。

これらの支援策が事業者の皆様に適切に届くよう、八街商工会議所と連携いたしまして、周

知徹底に努めてまいります。また、現状の感染拡大が及ぼす経済への影響を考慮いたしまして、市といたしましても中小企業並びに個人事業者に対する新たな支援策を現在検討しているところでございます。

**○丸山わき子君**

今、市長の方から、新たな支援策を検討しているということが答弁されたわけですがけれども、とにかくコロナ禍で支援は喫緊の課題であるというふうに思います。どのような支援策が検討されているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

お答えいたします。

先ほど市長が答弁いたしましたこと、また山口孝弘議員の代表質問の関連質問で山田雅士議員に答弁いたしましたように、現在、中小企業個人事業主に対する新たな支援策を検討しているところでございます。市内事業者に即効性のある支援を行うことを目的に、昨年を実施いたしました中小企業元気アップ給付金と同様の支援金の支給を検討しているところでございます。また、現在の状況を鑑みますと、なるべく早い時期に新たな支援策を行ってまいりたいと考えております。

**○丸山わき子君**

なるべく早く支援するという事のようなんですけれども、財源というのはどのようなようになっているのか。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

財源の方ですが、先ほど市長の方から答弁いたしました中小企業等新しい生活様式応援事業の予算がございまして、そちらの事業の進み具合も見まして、予算の方を組替え、また現在、事業者支援分として国の方から交付金が交付される予定となっております。そちらの財源も充てまして、新たな事業の方を行っていきたいと考えております。

**○丸山わき子君**

そうしますと、元気アップ給付金で約1千500業者の方々への支援ができたわけなんですけれども、新たな事業に関しては同等の支援内容なのか、その辺についてはいかがでしょうか。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

今、丸山議員がおっしゃられたとおり、元気アップ給付金と同等程度のことを考えております。

**○丸山わき子君**

ぜひ手続が簡単で、短時間で事業者の手元に届く、そういった対応をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

次に、安全安心の街づくりについてであります。

痛ましい事故を繰り返さないための取組について、伺うわけですが、八街市は新たに交通安全対策を作ろうとしております。パブリックコメント等に出されているわけですがけれども、



内容が抜本的に強化されているのかどうか、その辺について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、これまで警察や交通安全関係団体と連携いたしまして、交通事故の撲滅に努めてきましたが、さらなる交通事故のない、安全で安心して暮らせる八街市の実現を目指しまして、千葉県交通安全計画に基づき、八街市交通安全計画を策定することにいたしました。

本計画は、6月28日に発生した死傷事故を重く受け止め、子どもの交通安全対策の強化、飲酒運転対策の強化、高齢者の交通安全対策の強化の3点を重点事項と設定いたしまして、交通安全意識の高揚及び交通安全の啓発活動、道路交通環境の整備等、本市において講ずるべき交通安全対策の総合的な大綱として作成するものでございます。

交通事故の脅威から市民を守り、安全安心な街づくりの実現に向けまして、関係団体等との連携を図りながら、計画に位置づけた交通安全施策を推進してまいります。

○丸山わき子君

一生懸命に八街市が取り組もうとしている姿勢は分かるわけですが、安全計画について、私は4点について、お伺いしたいというふうに思います。

まず1点目は、交通安全の目標として、年間の目標を交通事故発生件数150件、死亡事故0件としております。死亡事故0件としたことは当然であります。交通事故発生件数を150件とした目標の根拠は何なのか、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

市内の交通事故発生件数を基にございまして、年々減少傾向ということで、令和2年が158件でございました。その発生件数からの推移ということで目標を定めまして、年間150件以下ということにしたところでございます。

○丸山わき子君

今、部長が言われたように年々減少してきており、平成30年度は236件、令和元年度は221件、令和2年度は158件と。

目標がちょっと甘いんじゃないか。私は、こうやって計画ができたにもかかわらず、何で150件以下か。もっと八街市はやるぞという気持ちはよく、計画書の中から受け止められるんですが、目標を見たときに、こんな数字じゃ甘いんじゃないのというのをすごく感じたんです。その辺については、やはりもっと見直しをしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（會嶋禎人君）

この数字自体をどこに置くかという議論になってしまうんですが、実際、令和元年度から令和2年度で大きく減っている要因の1つとしては、やはりコロナによる外出自粛というのが、令和2年度中は緊急事態が発出されたということで、相当数の方が自粛したということも考えられるところでございます。その辺を加味したとしても、150件、何件がいいのかという話になってしまうんですが、初めから100件、50件という形にするということも、気



持ちとすれば、感情論とすれば、当然その辺に置くべきだということは重々承知しております。しかし、先ほど言いましたとおり、令和2年度の数字というのは、全くこれを勧めているわけではありませんけれども、少し、結果的には下がり幅が大きかったのではないかというふうな推測を、私どもの方としては分析しておりますので、今回は150件という形で一旦数字を置かせていただいて、今パブリックコメント等を行っておりますので、その中でどういった意見が出るのか、それから協議会の中でどんな議論がされるのかというところで、もしその中で議論されることであれば、数字の置換えということは考えてまいります。

#### ○丸山わき子君

私は、今まで計画がなくても推移してきている数字を見ると、どんどん減っているわけですから、本当にもっと最初から目標数が高くていいんじゃないかというふうに思います。

2点目に、この計画の実効性を高めるために施策の取組状況の確認、今みたいな事故の問題ですね、あるいは活動の改善・見直し、新たな課題に対する検討を定期的に行う必要があるというふうに思いますが、その記述がないわけですね。どのように計画を進めていくのか、その点について、いかがでしょうか。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

当然、次期計画を策定する前には検証結果を反映させることとなります。先ほど申しましたとおり、現在パブリックコメントを実施しておりまして、皆様から意見をいただいたり、あとは会議に諮ったりということで、計画が策定されていくことになるんですが、計画と、それから評価、あるいは検証の項目についても協議の中で検討するというところでございます。

#### ○丸山わき子君

やはり定期的に確認してこそ前に進めるわけですから、ぜひそういう点ではきちんとそういった協議会を位置づけて取り組んでいただきたい、このことを申し上げておきます。

それから3点目に、令和2年12月議会でSDGsを総合計画、個別計画に取り入れて、関連づけて一体化して進めていくというような答弁があったわけですが、交通安全対策の計画を進めるにあたって、SDGsの立場からの検討はされたのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

市の最上位計画であります、今お話がありましたとおり、八街市総合計画2015後期基本計画におきましては、交通安全の推進ということで、SDGsの中で位置づけられております。そういったところから、今回の交通安全計画の中では示しておりませんが、当然ながら、その辺の考えというのは踏襲しているということでございます。

#### ○丸山わき子君

後でつけたような感じがしないでもないんですけども、やはりSDGsの考え方、ここに則った取組をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから最後、4点目には、地域が一体となった交通安全対策への取組が必要だというふう

に思うわけですが、地域が一体となった取組というのが、どうも計画案の中では私は見て取れなかったんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長（會嶋禎人君）

交通安全の今回の計画の中に、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚の項目というのがございまして、その中で市民参加で作る交通安全の推進を掲げてございます。今後、この計画等の中では自発的な参加というのは当然支援していかなければならない、こういったことはいろんな情報網を使って提供していくということと、あと交通安全協会などの団体の支援を行いながら、市民と一緒に交通安全を推進していくということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山わき子君

私は一方的に情報を送るだけではなくて、それを受け止めて、市民が地域で、職場で、学校でどんなふうに取り組むのか、そこが大切ではないかなというふうに思います。ぜひ交通安全活動のテーマを設定して、そういった点では本当に市民がこぞって参加できるような交通安全対策の取組を進めていっていただきたいというふうに思います。

例えば交通安全の日を決める、それによって市民がどう、そこに参加していくのか、そういった取組もこれからはやっていくべきではないかなというふうに思いますが、そういった点でいかがでしょうか。

○総務部長（會嶋禎人君）

せんだって、9月1日に飲酒運転関係の宣言をさせていただきました。その際に、私はあまり気が進まなかったんですけど、今回の事故の関係がありましたので、そういった日という話も当然出ました。ですが、私とすれば、週間ですとか、月間ですとか、ちょっと広い中で、そういった期間を設けて、今私どもがやっております年間事業の中の何かを集中的にやっていくですとか、そういった話を提案していますので、その辺で少しまとめ上げて、具体的に何とかの日というふうに言えるかどうかは別にしましても、そういった活動の期間、そういったものをこしらえて、その中で学校ですとか企業ですとか、その辺を巻き込んだ形が取ればというようなことを考えております。

○丸山わき子君

あと1点ですが、人優先の道路整備計画について、お伺いするものです。

生活道路の安全確保についてなんですけれども、通学路については緊急点検を終えて、150か所について、短期・中期・長期計画が示されて、その計画が進んでいるわけですが、通学路だけの安全確保では片手落ちであると。通学以外にも児童・生徒は生活道路を利用して、特に土日等は活動するわけであり、また高齢者・障がい者にとっても、より安全な道路整備が求められていると思います。

各学区ごとに住民と市、警察が交通安全協議会を作って、危険箇所の確認と整備計画を進めていく、こういった取組が今必要ではないかなというふうに思いますが、その辺について、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

死傷事故に伴う交通安全対策といたしまして、通学路の緊急点検による危険箇所160か所のうち、生活道路分として分類された10か所について、併せて対策を講じてまいりたいと考えております。

また、市内の生活道路における危険箇所につきましては、現在、各区長を通じまして道路の破損箇所等の通報や要望をいただいておりますが、今後、交通安全対策の観点から、各区内の危険箇所についても報告を求めたいと考えております。短期で対応できる箇所につきましては、地権者の方々のご理解をいただきながら、関係機関と協議しながら計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

短期では要望に応じていきますよという、そういった答弁でございます。

市の後期総合計画では、街づくり施策に関する重要度の最上位に道路体系の整備というのがあります。最優先で改善を求められているというふうに思います。目標年次は2025年です。ぜひとも市民の願いに応えた市政運営を求めまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時07分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。

2021年6月28日、朝陽小学校の児童5人が飲酒運転によるトラックに巻き込まれる死傷事故がありました。亡くなられた2名の児童には心よりご冥福をお祈りいたします。また、重症の3名の児童にはお見舞いを申し上げます。また、3人の一刻も早いご回復をお祈り申し上げます。

このような痛ましい事故が二度と起こらないよう、また起こさない取組を、八街市のみならず、全国レベルで行わなければなりません。八街で起きた事故であります。まず、八街が安心安全な街づくりのため、あらゆる対策を講じ、全国のモデル地区として、官民一体となって取り組んでいただきたく、お願い申し上げます。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、無事に終了いたしました。我が八街市から、空手組手女子に植草歩選手、車椅子バドミントンに里見紗李奈選手が出場

いたしました。お二人とも良く健闘していただきました。里見選手におかれましては、シングルス及びダブルスで見事、金メダルを獲得いたしました。心より祝福いたします。おめでとうございます。植草選手、里見選手、このお二方は八街の宝です。日の丸を背負って世界で戦ってくれたお二人に敬意と感謝を申し上げます。お疲れさま、そして、感動をありがとうございました。

では、通告に従い、質問に入らせていただきます。

#### 1、住みよい街づくり。

(1) 外国人との共存、共生ということで質問させていただきます。

日本に在留する外国人は平成30年末時点で273万人、日本で就労する外国人は146万人と、過去最多となっており、リーマンショックや東日本大震災の平成21年から平成24年にかけては減少傾向にありましたが、平成25年から増加に転じ、平成元年から比較して2.7倍以上の数に増加しております。国籍別に見ると、中国76.4万人、韓国44.9万人、ベトナム33万人、フィリピン27.1万人、ブラジル20.1万人で、上位5か国となっております。都道府県別では、東京都が最も多く、56.7万人で全国の20.8パーセントを占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県と続いております。

千葉県は全国6位の15.6万人で、全国の5.7パーセントを占めております。推移を見ますと、全国レベルの動向とほぼ同様に、一時的に減少しましたが、近年は増加傾向にあります。10年前と比較すると、県人口の増加率1.97パーセントに対して、外国人数は35.8パーセントと、大幅に増加しております。県内の市町村別では、千葉市で2万6千262人で、外国人全体の17.1パーセントを占めています。以下、船橋市で1万7千959人、市川市で1万7千4人、松戸市で1万6千303人、柏市で8千937人の順となっております。上位5市の合計外国人数は8万6千469人で、外国人県民全体の56.3パーセントを占めております。八街市の外国人数は2千470人が居られます。県内16位です。

国における多文化共生推進の取組が始まっております。地域における多文化共生を、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しております。

しかし、各自治体での外国人居住者は、各自治体の中で本当に共生しているのでしょうか。地域住民とのトラブルはないのでしょうか。

そこで、質問いたします。要旨①生活をしていく上で、毎日のごみ処理はどうされているのか、適切に分別処理されて出されているのか。日本語の分からない方々に多言語対応して下さっているのか、ごみ出しルールの周知をされているのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民の皆様から外国の方々への、ごみの分別などについての相談は増加傾向にあります。ごみの分別方法や、ごみ出し日などをよく理解されていない外国の方々もおりますので、市民

の皆様からの要望があれば、言語に応じた表示板などを随時作成し、対応しております。また、市役所受付窓口及びクリーンセンターにおきまして、英語版のごみカレンダーを希望者に配布しております。市のホームページでは、英語とスペイン語表記のごみカレンダーと、英語、スペイン語、韓国語、中国語表記のごみの分別方法を掲載しております。

なお、本年10月から、日本語版ごみカレンダーに、外国の方々がQRコードを読み込みやすくするために英語表示を加え、市のホームページにアクセスしやすくなるようにいたしました。さらに今年度より、市の指定ごみ袋につきましては、英語、中国語、韓国語が表記された多言語表記のごみ袋の販売を随時始めております。

今後、外国の方々の増加も考えられますので、様々な工夫を行いまして、外国の方々に対するごみの分別方法などの周知について、検討してまいりたいと考えております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。

多言語化した表示をしてくれているということなので、非常に安心しておりますが、私の居住している地域ではイランの方が住んでおられます。言語はペルシャ語と聞いておりますが、その対応についてはどうでしょうか。やっていただけますでしょうか。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

様々な外国の方々が八街市にいらっしゃいますので、ご相談をいただければ、様々な外国語での対応を行っていきたいと考えております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。少数ではありますけれども、住んでいる人と地域住民が共存していく上では非常に大事なことだと思っております。

次の質問に入らせていただきます。

質問事項②になりますが、ごみ出し時のルールであるごみの分別、ごみ出し日の遵守に関しましては、多言語で対応して周知していただいているということで、非常に安堵いたしました。しかし、地域の構成員として、そこで暮らしていくには、地域住民との協働が大事なことです。ごみステーションは地域の人たちが維持管理しております。清掃作業も当番制で、地域の人たちが交代で行っております。外国人居住者の方の中には、言語の壁もあり、なかなか、お掃除当番があるということが伝わっていないようで、お掃除の協力はいただけない地域もあるようです。

そこで質問いたします。そのような外国人居住者に対し、ごみステーションの清掃活動への参加の周知をどのようにしたらよいか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ごみステーションの清掃や補修などの維持管理につきましては、ごみステーションを利用する皆様に行っていただいております。外国人か否かを問わず、ごみステーションを利用した



いとお問合せいただいた場合、市では、清掃当番など、ごみステーションごとの決まりごとやルールがあることをお伝えしております。また、会社の寮やアパートにお住まいの場合は、クリーン推進課にお問合せいただければ、その会社の代表者や管理会社に連絡いたしまして、外国人居住者への指導をお願いしております。

ごみステーションを共に管理していくことは、地域住民として互いに認め合い、共に生きていく多文化共生の一助になるものと考えておりますので、今後も引き続き丁寧に説明してまいります。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。

外国籍に応じた、ごみステーション清掃のチラシ等の作成、説明に関しても、行政側のご協力をいただければ非常にありがたく思います。

次の質問に移らせていただきます。

要旨③になります。居住者の身元確認ということで、質問させていただきます。

八街市内にも居を構えている外国人の方たちがたくさんおられます。そこで、地域住民として知っておきたいこともあります。外国人居住者の方たちがどこの国から来た人なのか、どんなお人なのか、身元がある程度分かっていると、自治体としても、安心して日常の生活や活動がしやすくなると感じております。顔は見たことがあるが、挨拶もお話もしたことのないと、どんな人だろう、何をしている人なんだろうと想像しているだけで、知らない、分からないことばかりだと、不安な気持ちがつのります。直接お話ができるとよいのですが、言葉の壁もあり、なかなかコミュニケーションを取ることが難しいと感じております。住民登録されている方であれば、自治体に加入していただき、自治体活動にも参加していただければ、より身近な存在となり、自治体の活動を通して、お互い理解し合えると思っております。日常生活の中で挨拶が交わせるようになれば、日々の暮らしがより楽しいものになると想像しております。ごみ出し等の住民とのトラブルも少なくなっていくと思われま。

そこで、質問いたします。平成30年末頃には、八街市内の外国人数は2千470人ぐらいと伺っておりますが、現在は何名ぐらいおられ、自治体に加入しておられる外国人数は何名ぐらいおられるのか、お伺いいたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

木村議員、③でよろしいですか。居住者の身元確認という質問でよろしいですね。

#### ○木村利晴君

はい。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市に居住する外国人は、令和3年7月末時点で2千502人で、男性1千357人、女性1千145人でございます。地区別に見ますと、多い順に、住野区232人、文違区207人、榎戸区167人、以下、朝日区、二区、一区となっております。市の北部地区に多く



居住されております。

転入や転居などの住所移動の手続の際には、区への加入のご案内について、リーフレットを配布しておりますが、加入状況につきましては把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。

地元住民と外国人居住者が上手に共存、共生している、成功している地域があれば、教えていただきたいと思っております。また、成功の秘訣はどこにあったか、また、その要因はどのようなものなのか、お伺いいたします。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

成功している地域ということでの個別の市町村は、申し訳ございませんが存じ上げておりません。

2001年5月になるんですけれども、静岡県浜松市というところが呼びかけまして、外国人集住都市会議というものを、全国13都市が加入して開催したものがございます。この会議では、多文化共生社会の実現を目指した、地域で顕在化した課題解決に向けた取組を積極的に進めているということでご伺っております。

この中では、やはり言葉の壁の解消に取り組んでいる事例が多く見られるというようなことで、このことから本市でも、ちょっとコロナの関係がございましたので9月以降の予定でございますが、八街市国際交流協会と共同で外国人の方々に対する日本語教室を開催する予定を立てております。

それから、これまた予定なんですけど、千葉県国際交流センターというところが主催いたします日本語講師に対する研修が、本市を会場としているというような情報も入っております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。

多人数の外国人が、大人数の外国人の方が一軒家で共同生活している場合もあります。先ほど市長に答弁いただきましたように、共同住宅ということじゃなくて、会社の寮として使用されていると思われそうですが、当然、自治体に加入しておりません。地域には住んで、生活しているわけです。経営者の方やリーダーの方に地域情報の共有をしていただきたいと思っております。

言語の通じない外国人であった場合、ごみ出し問題と同様に、行政側としてご対応、ご協力いただけるのか、お伺いいたします。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

先ほどの答弁の中でもございましたとおり、ごみカレンダーなどにおいては多言語の対応がされておりますが、やはり社会生活におけるルールや情報ということも多言語化に努めることが重要でございます。

先ほどお話しさせていただきました、八街市国際交流協会には、行政のパンフレット等の翻

訳に協力いただけるボランティアの方々がいらっしゃるということなので、協会との共同ということで、これからパンフレットなどの多言語化というのを進めてまいりたいと考えております。あと、パンフレットというのをお住まいの外国人の方にお配りするだけではなくて、雇用されている企業の方々にも配布できればというところも考えております。

#### ○木村利晴君

日本語教育も、地域で生活する上で非常に重要なことだと思っております。あらゆる研修の場を提供していただければというふうに思っております。市全体がワンチームになって、外国人居住者との共存、共生にご対応していただけますと、自治体といたしましても非常に心強く思います。他市町村に対して自慢できる街づくりをしていただきますよう、お願いいたします。

では、次の質問に移ります。（２）空き地、空き家対策ということで質問させていただきます。

要旨①空き地と空き家、両方に関する質問になります。

今の時期には特に目立つようになってきていると感じられるのですが、空き地や空き家の庭の草木が異常に繁茂しているように見受けられます。草木が伸び放題だと、ごみをその中に捨てられても気が付きません。気が付けば、ごみの山になっております。また、枝葉が伸びて塀の外に飛び出してきたり、道路側にせり出してきたり、危険なところもあります。

このような空き地や空き家の枝葉の管理はどのようにされているのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

空き地の枝葉や雑草の管理につきましては、八街市あき地の管理の適正化に関する条例に基づき、雑草や低木が繁茂し、付近に害を及ぼしたり、火災の原因となる場合に、空き地の所有者に対しまして、文書により、適正な管理を行うよう、指導や助言等を行っております。

また、空き家の適正管理につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、空き家の状況を調査した上で、所有者に対し、文書や電話で現状をお知らせし、近隣の方に影響を及ぼさないよう、適切な管理をお願いしております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。今、答弁の中で空き地や空き家の件に対して、条例に基づき文書で指導しているというふうにお伺いいたしました。

空き家の管理についてなんですが、ひとけのない家だと害虫や鳥、獣のすみかとなったり、不審者のすみかとなったり、とても危険な状態になります。空き家としての情報をいち早くキャッチして対応することはできないものなのでしょうか。行政側としては、どのような空き家管理をされているのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

空き家における不審者、害虫、害鳥獣対策につきましては、先ほど答弁しましたとおり、空

家等対策の推進に関する特別措置法に基づく調査を実施いたしまして、所有者に対し、文書や電話等で空き家の状態についてお知らせし、近隣の方に影響を及ぼさないよう、適切な管理をお願いしております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。地権者の方がお亡くなりになって、親族が相続してから、初めて八街市に土地があったとか、家があったということを知る人が少なくないと思っております。地域の人と亡くなられた方との間で約束事がされていたかもしれません。しかし、相続された方と地域の方がトラブルにならないよう、地域の人からご相談があった場合、速やかに相談に乗っていただき、相続人と連絡を取り、対応していただきたく、お願い申し上げます。

最後の質問になります。要旨③巨木化した樹木の伐採に関して、お尋ねいたします。

空き地に巨木化した樹木が見られます。近隣住民は、台風などの強風が吹き荒れると、大変脅威で、危険と恐怖を感じております。地主を調べるのは大変な時間と労力が必要で、個人情報保護法もあり、個人で調べ上げることは大変困難なことでございます。行政側でのご対応、ご協力の下、地主さんに向け合い、樹木の伐採等をお願いできないものなのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問の巨木化した樹木の伐採につきましては、空き地や空き家であっても、樹木の所有者がいるため、勝手に伐採することはできませんが、空き地または空き家の適正な管理を指導する際に、所有者に対しまして助言等を行うことは可能でありますので、今後、調査、研究してまいりたいと考えております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。日頃からお付き合いのある家庭でしたら引っ越し先が分かっていたりもするんですが、ひとり暮らしの高齢者の方だと、親族の方が隣近所に挨拶もなく引き取られるケースもあります。個人情報保護法もあり、自治体としての追跡調査が難しいところもありますので、行政側として所有者の転出先を十分把握され、空き地、空き家対策に対し、ご指導いただければ、住民も安心いたします。

安心安全で住みよい街づくりを、官民挙げてオール八街で推進していただけたらと思っております。今後発生するであろう諸問題についても、ワンストップでご対応いただけますようお願いいたしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

#### ○京増藤江君

6月28日の交通事故により、お亡くなりになった児童のご冥福をお祈り申し上げますとともに、治療中の児童のご回復をお祈り申し上げます。また、今後、このような痛ましい事故

が起きることのないように、全力を尽くしてまいります。

それでは質問に入ります。

世界的規模で気候危機と呼ぶべき非常事態が起きています。日本においても豪雨災害が頻発し、本市においても令和元年、2年前の台風、大雨被害は甚大でした。今後、冠水対策を強化し、被害を食い止めるために質問いたします。

まず最初に、冠水対策。冠水対策の強化について。

要旨①バイパスについて、伺います。

街中の他地域が冠水しないときでも、バイパスは度々冠水しております。その原因をどう捉えているのか、また近隣の宅地や畑も被害を被っております。その対策を求めるが、いかがか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街バイパス四区地先の道路冠水につきましては、道路の排水だけでなく、地域の排水も集まることから、豪雨時には道路冠水が発生しております。バイパス整備時に、流末排水施設の整備について、県と確認書を締結し、暫定調整池や排水ポンプなどの整備が行われておりますが、冠水の対応策について、印旛土木事務所と連携し、検討してまいりたいと考えております。

#### ○京増藤江君

暫定調整池もあるんですけども冠水していると。今、県とも協議中ということなんですが、本当に畑の耕作者の方も、度々こんなふうに冠水したら、もうやる気が失せてしまう。そして宅地の方も本当に、いつ車が被害に遭うんだろうかと、心配が絶えません。

まず、お伺いしますが、交差点付近の宅地内への冠水について、具体的な早急な対応策を求めますが、いかがでしょうか。

#### ○建設部長（市川明男君）

先ほども市長の方から答弁がありましたとおり、県と確認書を締結して、暫定調整池や排水ポンプなどの整備を県の方に行っていただきました。現在、県の印旛土木事務所の方と現状の暫定調整池、若干、雨が止んだ後も調整池に水がたまっているような状況が見受けられますので、水を汲んでみて、本来の機能が満たされているかどうか、こちらの現状の方を確認させていただくことをまず第1優先として考えているところでございます。その後、機能が保てていなければ、整備、改修等を県の方と協議していきながら、その他の対応策につきましても引き続き県と協議してまいりたいと考えております。

#### ○京増藤江君

市民の方が本当に待っていたバイパスの開通だったんですが、蓋を開けてみれば大変な状況になっているということで、調整池も暫定とはいえ、本当に調整池としての役割を十分に果たすことができないということで、早急な対応をお願いいたします。

次に、要旨②市道についてです。

市道が冠水することによって、周辺の宅地が冠水する地域がありますが、この間、何回も冠水している地域についての対応策、またその効果を伺います。

さらに、実住小学校のグラウンドに雨水浸透貯留槽を設置、またグラウンド内に雨水をためるオンサイト貯留を実施しました。しかし、7月、8月の雨で、中央中学校前の道路が冠水しました。この施工によって、どのぐらいの雨に対応できるようになったのか、伺います。

また、空き地だった実住小学校のグラウンド脇に新しい団地、約30戸が造成されております。その面積及び雨水流出量を伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年度、実住小学校グラウンド内に雨水浸透貯留槽の設置及びグラウンド貯留機能の回復等の整備工事を実施いたしまして、約1千200立方メートルの貯留が可能となり、既存の地下貯留池と合わせますと、一時貯留量は約3千200立方メートルとなっております。このことから、洪水時のピーク流量の低減となり、下流地区の道路冠水の軽減に効果があったと考えております。

しかしながら、短時間に降雨量が増加しますと、他の経路との合流部で逆流する現象等により、その影響による冠水も課題となっております。今後も雨水流入量の調整が図れ、道路冠水の軽減につながるよう、解消に向けた整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問の実住小学校グラウンド脇にできた造成地の面積は約4千600平方メートルで、雨水貯留については宅地内処理となっております。

#### ○京増藤江君

まずは、実住小学校グラウンドに設置された新しい工事で、合計で新たに1千176.5立方メートルの水がためられることになりました。しかし、市民の方からは、これではとても足りない、解決にならないという声が出ております。

私も、例えば76.5立方メートル、1千100立方メートルという水量というのがどのぐらいなのかということで調べてみました。そうすると、76.5立方メートルというのは40立方メートルの防火水槽の2個分には足りない。そして、1千100立方メートルの水量というのは、小学校における25メートルのプールの貯水量が約400立方メートルですが、その3倍弱なんですね。この量では足りないと、冠水した道路工事などをやってこられた方からは、すぐに反応があったような、ちょっと解決にはならないよということがありました。

しかし、これは市の方が本当に努力されてやってくださった工事だということは、私もよく分かっております。ただ、せっかくやった工事、先ほどの実住小学校の脇の新しい団地からの流出量についてはお答えがなかったんですが、確かに住宅内に貯留するようになっております、しかし道路から流れる水は、やはり既存の排水路に流出するわけですから、そういう水量がどのぐらいあるのかが分からないと、今まで冠水している場所の解決ができるのか、それが分からないわけですね。ですから、やはり2つの工事をした後も道路が冠水したということは、確かに少し雨は多かったんですが、これからはそういう雨がしょっちゅう降る



だろうという予測の中で対応を取っていかねばなりません。

抜本的な解決をするためには、実住小学校のグラウンド下の雨水浸透貯留槽、これをもっと広げられないか。また貯留槽はグラウンド全体に広がっていますから、ちょっとどうか分かりませんが、拡大できる可能性はあるのか、そのことについて、お伺いします。

#### ○建設部長（市川明男君）

まず、あくまでも実住小学校のグラウンドを活用させていただいているという形でございますので、グラウンドの利用が障害されないような考え方をしなければなりません。また現在、貯留槽の方を埋めておりますが、例えばグラウンドを下げてしまいますと貯留槽自体が機能しなくなってしまうということがございますので、なかなか新たにグラウンドの今の高さをさらに掘って低くするという事は非常に難しいというふうに考えておりますので、今後につきまして、新たな対応策につきましては引き続き調査研究していきたいというふうに考えております。

#### ○京増藤江君

ほかの用地買収がなかなか進まない中では公共の土地が一番いいかなということで、私も度々提案してまいりました。もしというよりも、ぜひ可能性を追求していただいて、度々冠水している団地、もう本当に高齢化が進んで、おちおち眠れない、これじゃ住めないというふうな声が出ておりますので、当面の地域の冠水対策、敷地が冠水しないように、具体的に、ポンプアップとか、そういうことはぜひ対応していただきたい、すぐに対応していただきたい、この点についてはいかがですか。

#### ○建設部長（市川明男君）

個人の宅地につきまして、新築の際には当然、雨水の方は自宅の中で貯留していただくという形で建築確認の中で指導、お願いしているところでございますので、こちらにつきましては引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

#### ○京増藤江君

本当に対応をしっかりと求めておきたいと思えます。

次に、要旨③新たな住宅地造成箇所についてなんですけれども、建設箇所によっては敷地内で雨水を貯留する場合もあります。敷地面積に対する貯留槽の面積及び貯留量の割合、また宅地造成前と比較した場合の貯留槽総面積の割合などは決まっているのか。

また、気候環境が悪化している下で建設許可の条件が従来と同じであるならば、冠水被害は大きくなるばかりだと思います。この点について、どのようにお考えなのか、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

都市計画法による許可が必要となる敷地面積1千平方メートル以上の建築行為が伴う造成等を行う場合の雨水処理につきましては、下流水路等の許容放流量に応じた放流とするため、開発事業者の責務により雨水の浸透貯留槽等を設け、放流量を調整して雨水を水路等に放流することを許可の条件としております。なお、造成地における雨水の流出量の算出について



は、各工種ごとに流出係数が定められておりまして、これを基準として算出した量を貯留、浸透等することにより流出量を調整し、放流を行う等、雨水流出の抑制をすることとなります。

#### ○京増藤江君

面積に対する割合が決まっているようなのですが、先ほども申し上げましたけれども、敷地内で全部を処理できるのかどうかという疑問は、市民の方からも疑問が上がっております。また、道路の表面を流れる水量は排水路に流れていくわけですから、宅地造成、それも広ければ広いほど水量が、排水路に流出する水量が多くなるわけですから、冠水問題は本当にどうなるのか。

特に、先ほども申し上げましたけれども、実住小学校の脇の団地、それから郵便局の裏の団地もかなりひどい。それも大関の排水路へ流出してまいります。このことについては、やはり途中に大きな、十分な貯留量の調整池を本当に早く作っていただきたいと思えます。

団地造成等により排水路に流れ込む雨量は増加していると思えます。世界気象機関は8月31日の報告で、過去50年間に気象災害は5倍に増加している、また気候変動で今後さらに頻繁になって深刻化すると警告しております。大規模開発だけではなく、住宅を造成する場合、雨水の流出について、今まで以上に厳しい条件を設けるよう、国に要求していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

#### ○建設部長（市川明男君）

議員がおっしゃっております開発区域におけます雨水の流出量や貯留量の算定等につきましては、都市計画法や千葉県の開発許可基準、放流先の水路の企業との協議によりまして決定しているところでございます。国や県の動向等を引き続き注視しながら、本市におきましても可能な限り対応できるかどうか、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

#### ○京増藤江君

今までも様々な質問の中で、住宅地が増えているけれども、その対策はどうかということでお聞きしましたが、ちゃんと基準に合っていれば許可せざるを得ませんと、本当にその答弁でございました。しかし、環境が変わっている、本当に市民の健康や暮らしを守ることができるかどうか、それほどの気候異常になっているわけですから、今までの企業の申出による条件の許可だけでは、もう市民を守れない。

そういう点を、しっかりと認識を今まで以上にさせていただいて、国にもきちんとそういう方向で取り組んでいただきたいと強く要求していただきたいんですが、市長、この点については、例えば今、全国のあちこちで様々な災害が起きておりますが、このような規制などについて、どのような意見が出ているのか、お伺いします。

#### ○市長（北村新司君）

実は、国土強靱化、防災・減災等の充実強化ということで決議しておりまして、近年の気候変動による豪雨の激甚化、頻発化等々を踏まえまして、排水機場や排水ポンプ等の増強をはじめ、排水処理対処、内水浸水対策の強化を図ること、そして国が十分な財政措置を講じる

ということで、いろんな面での国土強靱化をはじめとした中で、防災・減災対策等を通じた中で充実強化に対応する、そのことを全国市長会、千葉県市長会で決議して要望しております。

**○京増藤江君**

気候変動に早急な対応をしていく、これはもう避けて通れないことですので、本当に様々な点から改善を国に要求していただきたいと思います。

**○議長（鈴木広美君）**

京増議員、次に入りますか。

**○京増藤江君**

はい。

**○議長（鈴木広美君）**

それでは、ちょっとここで休憩を取ります。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後 1時10分)

**○議長（鈴木広美君）**

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、京増藤江議員の質問を許します。

**○京増藤江君**

それでは、2点目に交通問題、ふれあいバスについて。

要旨①新たな運行計画について、伺います。

孤立集落や孤立する住民を作ってはなりません。また、安心して運転免許を返納できる制度が必要です。前回の見直し時、バス路線から外された地域について、その利便性をどう図ろうとしているのか、また酒々井プレミアムアウトレットへの乗り入れはどのような経緯で決まったのか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

平成29年10月の見直しでは、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るため、JR八街駅を交通結節点とし、公共交通機関の機能分担の明確化を図り、ふれあいバスや民間路線バス、タクシー等により、市内一円をカバーするように努めました。このたびの見直しにおきましても、これまでの考え方を踏襲しているところであり、ふれあいバスの運行経路の見直しを行うにあたり、厳しい財政状況の中、現状の4路線を維持することを基本として、国・県・市、交通事業者や市民代表等で組織する八街市地域公共交通協議会におきまして、見直し案につきまして、検討を行ったところでございます。

検討にあたりましては、公共交通に関するアンケート調査を実施したほか、車内アンケートや民間路線バスに乗り込んでの聞き取り調査、八街駅での乗り継ぎ調査等を実施いたしました。その中で、便数が多いことを求める声が多くある一方、ルートの延長を求める声もございましたが、単にルートを延長するだけでは所要時間が長くなり、運行便数の確保が維持できないことから、ルートの延長のためには利用者の少ない区間の廃止等が必要になります。しかし、乗降調査等により分析しましたところ、運行が不要となる区間はなく、4コースの運行により市内をカバーするためには、現状ルートの維持が最も適切と判断いたしました。

また、新たな停留所を設定する酒々井プレミアムアウトレットへの乗り入れでございますが、市民アンケート等におきましても、買物に利用する方々の割合が多く、酒々井プレミアムアウトレットにおいてはJR酒々井駅や京成酒々井駅へのバスが発着しているほか、成田空港や東京駅への高速バスも発着しており、酒々井プレミアムアウトレットを起点として多方面へのアクセスが可能となり、市民の方々の利便性向上が図られることから、ふれあいバスの新たな魅力になると考えております。

これからの街づくりには公共交通は重要な要素となりますので、本年5月に策定いたしました本市の地域公共交通のマスタープランであります、八街市地域公共交通計画の着実な実施を図るため、鉄道、民間路線バスやふれあいバス、タクシーなどのそれぞれの公共交通の役割分担を明確にし、地域のニーズに合ったサービスの提供、地域内交通の相互連携による利便性の向上に努めるとともに、ふれあいバス等、公共交通の利用促進に努めてまいります。

#### ○京増藤江君

プレミアムアウトレットへの乗り入れで利便性が図られるというような答弁がありました。利用状況がどうなるかというのは、実際に見なくては分かりません。

先ほど私が質問いたしました、前回、バス路線から外された地域については、延長すると所要時間が長くなり、運行回数が少なくなるという答弁がありました。しかし、ふれあいバスの利用目的は買物が最も多く、通院、通学と続いています。生活になくてはならない交通機関となっています。前回、バス路線から外された地域の住民の方々から、説明会において、バスがなかったら生活できない、せめて週に2、3回でもいいから走らせてほしい、このような切実な要望が出されておりました。それに対し、次回の見直しの際には検討したいと担当課は答えておりました。

今回の見直しでは、先ほど市長も答弁されたように、延伸計画がありません。それでは、交通空白地帯に対してどうするのかということについての検討はどうだったのか、このことをお伺いします。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

先ほど市長が答弁いたしました内容と重複してしまいますけれども、今回4台のバスの活用ということで、効率的、効果的ということで現行ルートの確保・維持が適切であるという結論で、今回は見直しするということでございます。

以前から、持続可能な公共交通ネットワークというのは、ふれあいバスだけではないと思

ます。当然、民間路線バスですとかタクシー交通ですとか、様々なものを活用して行い、それに足すことの、八街市で行っております事業自体も当然ありますので、交通施策と、あと経済的施策、様々な連携に加えることで対応していただきたいというところが1つ。

それから、あとは民間におきましても、つい最近、移動スーパーなどの事業も開始されておりますので、そういった様々な業種、連携ということで、生活の足の確保、そういうことが必要であると考えております。

#### ○京増藤江君

今の答弁では、本当に困っている、そういう方たちの助けにはならないと思います。実際に前回の見直しの際に、次のときには検討するという約束をされたんですよ。だけど、今回もそういう方向は出していない、そして公共交通はふれあいバスだけじゃないんだと。例えば週に2、3回、買物や通院をする、そういうときに、いろいろな交通手段があるにしても、やはり経済的にどうするかというのは大切な問題ですから、市の方が何らかの形で、私はこれは検討が必要だったと思います。

具体的な検討がなかったというように私は思うんですけども、交通手段がないと思っておられる、この地域については、どのように受け止めていらっしゃるのか、伺います。

#### ○副市長（橋本欣也君）

答弁いたします。

計画の中では公共交通のニーズの高い地域ということの中で、いわゆる空白地域と言われる箇所もある程度想定しているんですが、その中で、この計画の中でどのような新しい公共交通システムの検討を進めるか、計画年度内の中で検討を進めると。さきの議会でも市からの答弁がありましたように、その中で、そのときの社会状況、財政的状況などを踏まえながら必要に応じて、必要があれば実証実験を行うというようなことで進めております。私どもとしては、この計画にうたっていることを、計画年度内に責任をもって取組を進めていく中で、今議員のおっしゃったものに対する回答としたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○京増藤江君

前回から3年たって、本当に困りきっておられる。その方たちが、これからまたいろいろと考えていくというのでは本当に救われなれないなと思います。このことについては後でまた質問する内容がありますので、次に移りたいと思います。

要旨②通学への配慮についてです。

通学時の利便性はどう変わったのか、利用している子どもは現在何人なのか、今後はどのくらい利用できるのか、また地域的にはどうなっているのか、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふれあいバスの路線や運行ダイヤの見直しにあたりましては、ふれあいバスを登下校に利用している市内小学校を事前に調査いたしまして、各小学校の職員からのご意見もいただき、

登下校に可能な限り配慮したほか、ふれあいバス以外の交通手段である民間路線バス事業者とも調整した上で、見直しを行ったところでございます。

具体的には、ふれあいバスの西コースにつきましては川上小学校や二州小学校の児童7名、南コースにつきましては二州小学校の児童7名、新しい北コースにつきましては八街東小学校の児童4名に利用されていると、本年4月時点で各学校からの報告がございましたので、これらの児童の登下校に配慮した運行ダイヤとしております。

このほか、実住小学校の児童の登下校には、ちばフラワーバス株式会社が運行する八街線や八街循環線を利用される児童が6名いることから、登下校に配慮した運行ダイヤの設定について、事業者と調整を行ったほか、子どもたちの通学や一般の方の通勤等にも利用される民間バス路線の確保・維持を図るため、運行維持に係る補助金交付による支援も行ってまいります。

このほか、このたびの見直しにあたりましては、八街駅や榎戸駅、中央公民館等の主要な施設を循環する、市街地循環コースを新たに設定いたしますが、県立八街高等学校の榎戸駅からの登校時間に合わせるなど、市内の児童・生徒が利用しやすい運行ダイヤとなるよう、調整を行ったところでございます。

#### ○京増藤江君

今のご答弁では、児童の利用はそんなに多くはないなというふうに思います。今までは西コースが7名、南コースが7名、北コースが4名の利用だった、循環線が6名ということのようですが、今後の利用については答弁がありませんでしたけれども、利用が増えるというような見込みはないんですよね。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

本年4月時点の状況から来ている数字で答弁を差し上げております。ですので、この学年の方々がどういうふうな状況になっていくのか、あるいは新入生の方々がどういうふうになっていくのかという状況にもよりますので、今の段階では増えるも増えないも、見込み的にもちょっとまだ把握しておりません。

#### ○京増藤江君

先ほどの市長の答弁では、高校生の通学にも配慮したというような言葉がありました。通学の危険性は小学生だけではない、中学生、高校生の交通事故の危険も大変大きいということで、私は途中からでも、やはり様々な検討をお願いしたいと思います。

今回、昨日から始まりました二州小学校のスクールバスについて、62名、保護者から希望があるということで、やっぱり本当に児童の安全を保護者がどれだけ願っているかというふうなことを私は感じております。

先ほどの市長の答弁では、ふれあいバス全体の利用者は大変少ないと。先日、木内議員からもありましたが、ふれあいバスまた民間バスでの通学時に、私は無料化が必要だと思います。保護者の方は、やはり子どもの安全を一番に考えていると思うんですね。しかし、お金が100円、10日で1千円、それだけかかれば、やはり利用を躊躇する、そういうご家庭もあ



るのではないかと、私は思うんですね。

今、私たちが本当に考えなければいけないのは、いかに子どもたちの命を守るか、このことを私たちは6月の事故で肝に銘じたと思うんですね。安全に通学するために、ぜひふれあいバスで通学時の無料化、民間も使っているという答弁がありましたので、民間の分も併せて、ぜひ通学時のバスの無料化を求めますが、いかがでしょうか。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

先日の木内議員での答弁のとおり、今この場で、はいと言うわけにもいきませんし、多少時間をかけた中で検討していかなければならない。今回の場合は特に、スクールバスとはいっても実験的な状況がありますので、今回のものをそのまま移行するというので、すぐには結論づけてはいけないと思います。

視点として、子どもたちの安全確保というところであれば、ふれあいバスというよりも、そういう地域の子どもたちを守るということであれば当然スクールバスというような、そういう制度をしっかりとこしらえていかなければいけないと思います。今走っているふれあいバスを、そのときは子どもたちとか、そのときは通勤の方というような使い方というものも可能は可能だと思います。それもやはり今の段階のデータなりなんなりでは、多少なりとも答えが導かれるのかということ、そんなこともありませんので、やはりそれなりに実証実験、先ほど副市長が申し上げましたとおり、実証実験というのも当然必要です。一方では、学校の面からのスクールバスという制度の活用も必要と、その辺は両方の連携なり、結果なりをまとめ上げた中で、どういう形を取っていくのかということを決めていかなければならないと考えます。

#### ○京増藤江君

子どもたちの安全の問題というのは、これから考えていかなきゃいけないとか、そうじゃなくて、もう実際に本当に悲惨な事故が起きてしまった、本来ならば起こしてはならない、そういう事故だったわけですね。これからだって、本当に皆さん、危険だと。ですから、保護者の皆さんは送迎しているわけです、ご存じですか、学校に送迎しているんですよ。

先ほど、午前中の答弁で、死亡事故はゼロにしていくけれども、交通事故は150件を目指すんだと。本当に甘いという指摘がありましたけれども、私もこれは本当に甘いと思います。やはり交通事故150件、それを目指すしていくというのは、交通事故が起きるということは死亡事故にもつながるわけです。まして、本当に子どもたちが危険な場所を通学しているわけです。ですから、いろいろ考えながらやるというのではなくて、一刻も早く無料化をしていく。そしてやはり事故が起きるのは狭い道路、歩道もないような道路で、バスや車の通行量が多いと事故につながると思うんです。例えば、ふれあいバスや民間バスで通学しているお子さんの運賃を無料にしていく、そうすれば送迎の車も減るのではないかと、車の量を減らしていくことができるのではないかと、私はそういう様々なことを考えて、いかに事故を減らしていくか、そういうことを考えていく必要があると思います。

午前中にも質問がありましたけれども、SDGs、持続可能な開発目標はどうするんだとい

うことがありましたけれども、車の運行量が減れば、やはり二酸化炭素が減る、出る量も減ります。公共交通を発展させる、また車の通行量を減らしていくというのは、本当にいろんな面でいいことだらけだと思うんです。ですから、いろいろ考えながらやるんじゃなくて、できるところからぜひやっていただきたい。そのように要望しておきたいと思います。

次に、時間がありませんので、要旨③は取り下げます。(2)に行きたいと思います。暮らしの足の確保、その中の要旨①は取り下げます、時間がありませんので。

要旨②についてです。乗り合いタクシー導入についてなんですけれども、乗り合いタクシー導入に対する意見、要望は65件ありました。乗り合いタクシー導入については、この間、ずっと検討されてきました。けれども、実際には計画に乗っていません。私はこれについては、先ほど公共交通の空白地域の問題を取り上げましたけれども、バス路線から外されている、そういう地域からでも導入の検討はなかったのか、このことについてお伺いします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、多くの地域で人口減少の本格化、また自家用車輛の普及に伴いまして、民間路線バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより、地域の公共交通の確保・維持が厳しくなりつつあります。また、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により、鉄道や民間路線バス、さらにはタクシー交通の利用者が大幅に減少しておりまして、このような状況も踏まえながら、市民ニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る必要がございます。

乗り合いタクシーにつきましては多様な運行形態がございますが、基幹交通との結節が前提であり、設定したサービス区域内であれば比較的安価な額で利用することができ、利用者が増えることで運賃収入が増え、行政の負担が軽減されるなど、サービスレベルの高い公共交通であると言われておりますが、一方で事前の電話予約が必要となるほか、一般的に限られた数の車輛で運行することから、利用が増えれば増えるほど、運行距離が長ければ長いほど、利用したいときに利用できないといったことや、利用者が少なく、乗り合いとならずに1人に1台の乗車といったケースも相当数で見受けられるようであり、当初の見込みより利用者数が伸びずに、多大な財政負担から運行廃止を余儀なくされた自治体もございます。

また、乗り合いタクシーのメリットとして、複数の方による乗り合いが上げられますが、現下のコロナ禍におきまして、密を避けるために、当分の間、1台につき、おおむね1人の乗車としている自治体もあると伺っております。

乗り合いタクシーには多くのメリット・デメリットがありますが、新たな八街市地域公共交通計画におきましては、乗り合いタクシーに限らず、公共交通に対するニーズが高い地域等における将来の交通手段として、多様な主体の連携により、地域の実情に即した公共交通システムの実現可能性について、引き続き検討することとしております。

ふれあいバスの見直しが本年10月4日からでございますので、まずは、ふれあいバスの見直しの円滑な実施に向けまして準備を行うとともに、今年度は新たな交通システムを導入し

ている先進自治体に対する調査等を予定しており、移動ニーズに応じた外出支援策の見直し、検討等を行うなど、本市の財政状況にも十分配慮した中で、より利用しやすい地域公共交通となるよう、調査・研究してまいりたいと考えております。

#### ○京増藤江君

本当に乗り合いタクシーはずっと検討され続けているところですが、時間がありませんので詳しくは質問できないんですが、とにかく交通空白地帯、ここの方々の交通をどう保障するのか、このことについてはしっかりと対応していただきたい、このことを要望しておきます。

最後に、高齢期を生き生きと暮らすために、補聴器の助成についてですが、要旨①補聴器購入への助成制度創設について、市民部長は令和2年12月議会で、補聴器の費用助成について、必要性は認識しております、県の動向や他市町村の動向等も注視して検討しますと答弁されました。この間、どのように検討されたのか、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

加齢に伴い、聴力が低下してコミュニケーションが難しくなり、社会的孤立を招いたり、認知機能の低下につながる可能性があることは認識しております。

高齢者が生き生きと暮らすためには、心身共に健康の維持が重要であることは言うまでもありませんが、心身機能の衰えと、これを補う医療機器や福祉用具等も、老眼鏡をはじめ、つえ、補聴器、車椅子、大人用おむつなど、様々なものが市場に流通しているところでございます。

そうした中で、補聴器につきましては、聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた方を対象に、所定の審査判定を受けた上で、購入費用の助成を行っておりますので、新たに補聴器に限定した市独自の助成制度を創設することにつきましては現段階では考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

#### ○京増藤江君

今は新たな助成は考えていないという答弁でございました。しかし、この間の質問の中でも、我が党では補聴器の助成によって購入しやすくなる、そのことによってやはり高齢者の皆さんが生き生きと暮らせるようになる、そういうことを紹介してまいりました。特に、この間、コロナ禍で多くの高齢者の方が在宅を余儀なくされております。心身の健康状況が危惧されているところでは、聞こえを良くすることが介護予防にもつながるし、これからの災害などを考えれば、防災無線なども良く聞こえるようになれば適切な対応ができる、災害時に適切な対応を自分ですることができる。そういう意味では早急に必要だと思います。

実際にもう印西市ではこの7月から始まっております、助成制度が。八街市では考えていないということなんですが、恐らく近いうちにあちこちで制度が始まると思うんですけども、ほかのところはどんどんやるまで待っているのか。そうじゃなくて、やはり聞こえで困っている方たちの助けになっていく、そういう方向で検討していく、そういう方向性はないのか、もう一度、答弁をお願いします。

○市民部長（吉田正明君）

今、議員がおっしゃいましたように、補聴器購入費用の助成を行っている自治体があるということ、また、聴力の低下については会話におけるコミュニケーションが図りづらくなるということから、社会参加への意欲が減少して心身の虚弱であるとか、あるいは認知能力の低下にもつながると言われていることにつきましては承知しているところでございます。

しかしながら、高齢者の方の生活に影響のある障がいにつきましては聴覚障害だけではなくて、日常生活動作、いわゆるADLの低下ですとか、あるいは視覚障害といった多くの内容が存在する中で、それぞれの状況をサポートするための補装具といったものがそれぞれございます。ですので、支援の在り方につきましては、いわゆる聴覚障害という特定の分野だけではなくて、介護予防あるいは健康寿命の延伸等につきましても踏まえながら、総合的に検討していくことが必要ではないかというふうに考えております。

介護保険制度の中では補聴器の貸与等々については対象になっていないわけですが、障害者総合支援法に基づいた中で身体障害者手帳の交付を受けた方については、判定を受けた中で、補聴器の購入費用については助成を行っているという現行の制度がございますので、当面は現行制度の中で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木広美君）

時間ですので、よろしいですね。

○京増藤江君

はい。時間が終わりましたので。

○議長（鈴木広美君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了いたします。

次に、新誠会、小高良則議員の個人質問を許します。

○小高良則君

新誠会の小高良則でございます。

本日は、傍聴の方にたくさんおいでいただきましてありがとうございます。八街市議会でも、議会の活性化のために議会基本条例を制定するべく、動いております。市民に開かれた議会、また議員が向上するための議会を目指しておりますので、傍聴者に増えていただくことは大変有意義なことでございます。ありがとうございます。

また、冒頭に市長が追加提案の際、東京2020パラリンピックで里見選手が金メダルを2つ取ったことに触っておりましたが、私からもおめでとうと言わせていただきます。八街にとっては非常に朗報でございました。関係者にも謹んでお祝いを申し上げます。しかし、里見選手は、高校生のときに事故に遭い、両足の機能を失ってしまったという悲惨な状況下にもございました。ここに来るまでには多くの苦労をなされたものだとご推察申し上げます。

先般、ツイッター上で、八街市で高齢者の死亡事故があったというメール配信がございました。70歳の男性の方がはねられてしまって、お亡くなりになられてしまったということで



ございました。

これは市役所2階の通路にある資料でございます。片一方は全国の交通事故死亡者数が出ております。これを見ますと、八街市は昨年5名が亡くなって、非常に県内でも上位の死亡者を出してしまいました。そこで、千葉県は交通死亡事故多発警戒警報を発令して、こういうパンフレットで啓発を行っているところでございます。先般の朝陽小学校の事故を踏まえても、八街の道路状況、また交通マナー、交通違反等を見ていまして、やはり我々一人ひとりが命の大切さを思って、日々暮らさなくてはいけない、また行政は、それをなくすべく進んでいかなくてはいけないということを痛感いたしました。

それでは、私の質問に入らせていただきます。私の質問は3項目にわたっております。

まず、質問事項の1番目は、災害時におけるコロナ対応について、お伺いいたします。

要旨(1) コロナ禍において災害対応の検討はどうかということで、お伺いいたします。

①現在検討されている内容、今後の課題について、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

大規模な地震や風水害により避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期す必要がございます。避難所内における感染を予防するためには、避難者同士の間隔を十分に確保する必要があり、各避難所の収容人数が制限され、減少いたします。そのため、災害発生時において、学校が避難所となった場合には、体育館のほか、各教室等についても可能な限り避難スペースとして活用してまいりたいと考えております。

また、災害対策本部や避難所の運営にあたる職員が感染してしまった場合には、市の災害対応に支障を来すこととなりますので、代替要員の確保計画などの体制づくりについて、検討してまいります。

#### ○小高良則君

八街市におきましては、大きな山がなかったり、丘陵地がなかったり、また河川等もございません。ただ、2年前の台風災害のように、気候変動によって避難を余儀なくされる方は多々これからも出てくるものと推察いたします。その中で、情報をいかにおろしていくか。現在の情報発信だけでは不足するのではないかと思います。

情報をいかに浸透させるためには、地域であったり、いわゆる自治会であったり、消防団であったり、そういう方々の力も必要と考えます。いろいろな方面から検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

想定されております今の情報発信のツール自体は、いつも申し上げているとおりのものでございまして、ただこれからは、私は、ちょっと今の時代と逆行するかもしれないんですけども、アナログ的な方法の方がもしかしたら、少しは時間がかかるかもしれませんが、末端まで届くのではないかというような考えも持っておりますので、その1つとして青パトも含めた啓発、パトロールでの啓発ですね、ポイント、ポイント的なところを把握した中で、



世帯数が多い場所ですとか、エリアですとか、そういったところのポイントで啓発するみたいな形、そういったアナログ的なものを考えていったらいいのではないかなというふうに思っています。

#### ○小高良則君

全くそのとおりで、防災組織も1つのツールではあるんですけど、区で作った場合にはちょっと広過ぎる。やっぱり小さな町内会、50世帯程度の連絡網なり、やっぱりそこで、向こう三軒両隣で声をかけ合うことによって命が救われる、また危険を回避できる可能性もあるので、ぜひ部長の考えを今後のケースに活かしていただきたいとお願い申し上げます。

続きまして、避難先の整備。現在はコロナ禍において、避難先の整備は、教室を使ったりということがありましたけど、備品等、また発熱時対応、その辺はどのように考えているのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

避難所における感染症対策としては、令和2年度に飛沫感染防止のための段ボールパーティション、また体育館など、空調設備が整っていない施設に気化式冷風機を配備したほか、避難所内の換気のための大型扇風機、停電時の対応として発電機の整備を行いました。

また、避難所内で発症してしまった際は病院などに移送することになりますが、それが難しい場合には、避難所が学校の場合、教室などを体調不良者用スペースとして活用することも考えております。

#### ○小高良則君

9月で、これから台風のいわゆるシーズンになると言われているわけですが、ぜひとも早期に対応していただきたいところがございます。

今、私の手元に市販の抗体検査キットがございます。これはPCR検査というわけではございませんので、きちんとした検査を受けなくてはいけないものですが、この検査によって、その場である程度の検査が15分ぐらいでできるという検査キットです。また、この検査キットで陽性が出た場合には、送ると無料で検査していただけると。現在でも発熱等があれば無料でできるんですが、もしも災害時に交通手段がなかったりとか、検査に行けない状態が想定されるとき、検査の可能性のある人に対してどう対応するのかというのは、やっぱり違ってくるので、ふだんでも、もし職員とか周りに、学校等で居た場合でも、用意しておいた方がいいようなものなのかなと、ちょっと思うんですね。費用的には1千600円で、高いのか安いのか、分からないんですけど、各社から出ています。国産なんですけどね。

こういうものも今後はやはり備品として必要になってくるのかなというふうに思いますけど、一応考えはいかがでしょうか。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

今回の避難所関係ということで、ちょっと言葉は悪いですけど、時期は時期というようなイメージもありますので、担当部署といろいろと日々、話をしている中で、今回の検査キット

も含めたコロナ対策ということで、いろいろと今、話を詰めているところでございます。

先ほど、コロナ感染された方々が入院されないとか、自宅待機しなきゃいけないという状況の中で、今回もし避難することが起きた場合は、その方たちの対応も市町村におりてきているような状況です。これは、ちょっと私の考えでは医療行為の延長になる可能性もありますので、そう簡単に、はい、分かりましたということには行かないんですが、そういったことも含めて、コロナ対策というのは非常に今、どちらかというところコロナ対策があつて、それから次みたいなイメージが出てきちゃっているところもありますので、今ご紹介がありました検査キットも含めて、できるのであれば、財政の方の考えも含めた中で、安くてたくさん手に入るというような手段がもしあるのであれば、その辺は積極的に検討していきたいと思えます。

#### ○小高良則君

これだけじゃなくて、防護服であつたり、フェイスシールドであつたり、ゴム手袋であつたり、また避難所から排出されるごみの問題とか、いろいろ検討しなくてはいけない課題がございます。やっぱり人の命がかかっているということで、未知への対応を現在、皆さん、しているわけですけど、私たち市民よりも担当部署の方が情報量も多いと思えますので、ぜひ我々市民を安全な方向に導いていただきたいと思えます。

続きまして、コロナ禍において、教室にも入れない、やっぱりコロナ感染が怖いということで車中泊を希望される方も増えてくると思えます。それに対する対応はいかがか、お伺いたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

屋外避難の車中泊は、他者との濃厚接触が避けられ、感染リスクを低減させる有効な方法であり、避難所に限らず、屋外で避難生活をされる場合は、家族人数に応じたアウトドア用テントの用意について、広報紙などでお願いしております。

避難所において、屋外退避を希望される方には、車輛避難のためのスペースにて避難生活を送ることとなりますが、テントを使用しない車中泊の方が長期間に及んで避難生活を続けた場合、エコノミー症候群などを引き起こすことが懸念されることから、避難者全員にお願いする日々のチェックや、保健師による健康相談を実施するなど、避難者の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

#### ○小高良則君

車中泊の場所であつたりとか、また名簿作りとか見守り活動とか、いろいろ大変だと思えますけど、その辺は健康管理に努めてまいりたいという考えの下、推し進めていただきたいと思えます。

続きまして、4番目の避難誘導の強化も必要ではないかと思えますが、いかがか、お伺いたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

避難に対する呼びかけにつきましては、身の安全を第一に確保することが重要であり、また避難所の3密を回避するため、在宅避難、安全な親類・知人宅への避難などの分散避難をお願いしているところでございます。

情報の発信は、防災行政無線、ホームページ、メール、ツイッター、広報車により行っているほか、市内の土砂災害警戒区域にお住まいの要支援者につきましては、福祉部門において全世帯に避難情報などの連絡を取ることであります。

なお、防災行政無線につきましては、住宅構造の変化や地形的な問題で聞き取りづらい地域もございます。このため、災害時に有効な情報伝達の手段の1つでもあるメール配信の登録を推奨しております。

今後におきましても、多くの市民の皆様方に速やかに情報伝達できるよう、効果的な通信手段につきまして研究するとともに、災害時における避難の在り方について、周知してまいりたいと考えております。

#### ○小高良則君

ありがとうございます。

僕の質問がちょっと前後しちゃったんですが、最初に會嶋部長に避難のことについて答弁いただきましたが、それをここで聞こうと思っていたところでございました。失礼いたしました。

いずれにしても、コロナ禍で職員の疲弊も見られますので、市長は管理者として職員の健全性も担保しながら、職域接種等のことも考えながら、コロナに向き合っていたいただきたいと思います。お願い申し上げ、次の質問に参ります。

2番目の質問は、高齢者福祉について、お伺いいたします。

(1) 令和4年度の敬老会事業はということですが、令和3年度におきましては、クオカードを配るということで対応していただいているようですが、来年度はどういうふうになるのかなど。私は従来の人と人が触れ合う敬老事業が大切かなど。やっぱり顔を見ながら、出席率は非常に低い状態が続いておりますが、それでも親子三代にわたって、中学生がお茶を入れてくれたり、地域の人が準備してくれたり、そういうことが必要だと思います。ただ、コロナ禍では、それが無理だと承知しておりますが、もしコロナが収束したと仮定した上で、お伺いいたします。

また、①②は共通しておりますので一括しますが、社会福祉協議会との連携はいかがか。地区社会協議会の充実を求めるがいかがか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。①②は連携しておりますので、併せて答弁いたします。

本市の敬老会は、長年、地域福祉の推進に尽力されておられます八街市社会福祉協議会に委託し、75歳以上の方を招待して、小・中学校の体育館等で開催してまいりました。毎年、各地区社協ごとに創意工夫を凝らした敬老会が開催され、式典と余興によるひとときは、参

加者にとって恒例の楽しみになっていたのではないかと考えております。また、会場の運営は各地区社協役員のご尽力によるところが大きく、長年の事業実施につきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

敬老会は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために開催を見送りしているところであり、現在の情勢を見ますと、今後も不透明な状況がしばらくは続くものと思われれます。しかしながら、地域住民による行事の開催が住民同士の結び付きを深め、地域を見詰め直すきっかけにもなることは理解しております。

コロナ禍にあつて、厳しい情勢が続いておりますが、在宅有償サービス事業や友愛訪問、高齢者サロンの開催など、社会福祉協議会や地区社協が実施する様々な取組と連携を図りながら、高齢者福祉の充実に努めてまいります。

#### ○小高良則君

今日、傍聴に来てくださっている方々も、ふだん、地区の社会福祉に関しまして非常にご理解されている方々だと認識しております。やはり福祉は行政ワンスайдではできないものでございます。地域を巻き込んだものが福祉と考えております。また、コロナ禍が収束したときには、社会福祉協議会と強い連携をもって開催されることは確認できますでしょうか。

#### ○市民部長（吉田正明君）

敬老会についてということでございますけれども、本年度はコロナのこともございますので、クオカードをお配りする形に代えさせていただきました。

来年以降というところになりますけれども、新しい生活様式というものが求められている中で、現状を考えますと、来年度また同様の敬老会が開催できるかどうかということについては、現時点では何とも言えないと思います。ただ、これまでも敬老会の在り方につきましては様々なご意見がございましたので、その辺の実施に向けては、また改めていろんな声を聞かせていただいた中で、どういった敬老会が本市として一番望ましい形なのかということ、もう一回考え直したいと思います。

#### ○小高良則君

今まではいろんなイベントみたいなことをやっていただいたりして、その場に招待していただいているんですけど、今後はコロナを機に、災害時の対応を皆さんにその場を借りて周知するとか、様々な発信をする場にしてもいいのかなというところはございます。様々な検討の中で方向性を導いていただけるようお願い申し上げます、次の質問に入りますが。

その中で、社会福祉協議会の事業をすることによって、75歳以上の方に連絡を取っていた、いわゆる生活弱者であったりとか、独居世帯であったり、また高齢者世帯の把握にもつながっていたと思うんですけど、それらが今なくなった中で、やっぱり支援体制の充実を求めるところでございますが、いかがか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域を挙げて高齢者に関わる行事の1つである敬老会の中止によりまして、地域の福祉力を

発揮する機会が減少したと考えるところがございますが、生活弱者の把握と支援の窓口といたしまして、本市では地域包括支援センターを2か所に開所いたしまして、社会福祉士や保健師等が高齢者の様々な相談に対応しているところがございます。また、社会福祉協議会での生活困窮者自立支援の相談、心配ごと相談、地区社協が行う友愛訪問等において、気がかりな高齢者の情報が地域包括支援センターに寄せられることもございます。

コロナ禍の中でも、生活上で何らかの困難を抱えた方の把握と適切な支援につなげられるよう、今後とも社会福祉協議会や民生委員の方々等、福祉関係者をはじめ、民間事業者とも連携を図ってまいります。

### ○小高良則君

社会福祉協議会と包括支援センター、また民生委員との連携というのはかなり取れているというのは、常日頃、私も認識しております。ただ、今まで元気で生活してきた人というのは、あまり市役所に来る機会がなくて、どこに相談したらいいのか分からないという相談を私も受けることがございます。地域包括支援センターというのがありますから、そちらに行けば丁寧に教えていただけますよというご案内をするところがございます。

今は新聞を取る方が減って、また高齢者になるとスマホとかがなかなか、情報ツールがない中で、私たちはどういうふうに情報を発信していったらいいんだろうと悩むところがございます。人口の少ないときには、区長さんたちが、加入率も高かった自治会で、回覧で回すことによって周知いただいたんですけど、これからはいかに把握し、また支援できるということを発信していくかというのが課題だと思っております。

ちょっと質問の趣旨とずれているかもしれませんが、秘書課長がいますけど、広報紙でもいろいろたっただいておりましたが、今後とも強化の研究を重ねていただきたいとお願いし、次の質問に参ります。

3番目として、コロナ禍での教育運営について、お伺いいたします。

コロナ禍で様々な行事が中止、延期されて、子どもたちは私たちが学んだような体験ができないケースも増えていることを非常にふびんに思っております。ただ、学習ツールとしてはかなり向上している面もございます。教育センターの充実も図られているところですが、その中でお伺いするわけですが、(1) コロナが広がる中で教育体制の変化はいかがか、2学期が始まったわけですが、どのような状況か、お伺いいたします。

### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

感染症対策の徹底については、文部科学省や千葉県教育委員会からの通知を踏まえ、校長会と協議を重ね、市内全校で共通理解を図った上で、9月1日から新学期を迎えました。

家庭科の調理実習や、対面でのグループ学習等のリスクの高い活動は停止するよう、指示いたしました。学校行事については、時期と内容の変更を、各学校が十分に検討しております。感染リスクが高まる給食指導の場面については、細心の注意を払うよう、指示もいたしました。



また、9月12日までの間は部活動は実施しないことといたしております。

各学校から、各家庭に対して、ふだんと体調が少しでも異なる場合は自宅で休養するなど、保護者の理解と協力を依頼いたしました。

教育委員会といたしましては、引き続き国や県の動向を注視し、家庭と学校で連携を取りながら、感染症対策をさらに徹底し、児童・生徒の感染リスクを回避するための取組を続けてまいります。

#### ○小高良則君

先ほどの質問で外国人問題が出ましたけど、外国籍の子どもがやはり同様に八街市には増えてきていると思います。その中で、コロナに対する予防の説明も必要だろうと思いますし、また学習面でもサポートが必要だと思えますが、その辺の対応はどのようになっているのか、お伺いいたします。

#### ○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

外国の家庭の支援につきましては、各家庭ごとの困り感に応じた支援を行っております。手続等で通訳が必要な家庭にはスクールソーシャルワーカーを通じ、社会福祉協議会と学校、家庭をつなぎ、解決できるように対応しております。また、会話が難しい家庭には、学校を通じて翻訳機の貸出しを行っております。教育委員会や学校からのお便りについては、広報やちまたで導入している多言語対応アプリ、カタログポケットを使って、電子配信いたします。

今後、細かい支援については、学校や保護者の声を聞きながら、それぞれに合った丁寧な対応をしてまいります。

#### ○小高良則君

言葉の壁が学力低下につながってはいけない、その辺でお伺いしたわけですが、今はスマートフォンとか携帯電話でも翻訳アプリを落としたり、翻訳専用の機械が購入できたりとか、かなり時代が変わってきていますので、取り入れるべきは取り入れて、お願いしたいと思えます。

また、外国籍の子どもたちが言葉の壁があるために打ち解けられないとかがないように、交流会など、親御さんと呼んで、有志じゃないですけど、保護者とか、今はコロナ禍だからちょっと厳しいと思えますけど、交流会なども必要なのではないかと思いますけど、催しものみたいになりますけど、そういう検討も今後続けていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

私から答弁させていただきます。

まず言葉の問題ですけれども、私の実感といたしますと、子どもたち自身よりも、保護者への対応の方で非常に言葉の壁があるように感じております。子どもたちは日々、学校では日本語で勉強しておりますので、非常に早い時間でマスターしていただけますけれども、保護

者の方はなかなか、文書等が非常に多くなりますので、非常に難しくなります。先ほど次長からお話がありましたように、カタログポケットとか、そういう通信関係のソフト、そして通信機を使いながら、保護者ともやり取りを今後も続けていきたいなと思っております。

また、教員の中には言葉の、外国籍の子どもたちに専門に対応している職員もおりますので、その有効利用をこれからも図っていききたいなと思っております。

交流会につきましては、当然、今の状況ではなかなか難しいんですけども、今後、コロナ禍が終われば、そういう交流会も考えられるものではないかなと思っております。国際交流協会もできたことですし、そちらのお力もお借りしながら考えていきたいなと思います。

#### ○小高良則君

お願いいたします。

私の知っている外国籍のご家庭も、子どもは学校で日本語を話しても、家に帰ると親御さんがどうしても母国語で会話してしまうために、子どもが躊躇するというんですかね、ある程度、年齢が行けば割りきれられるんでしょうけど、やっぱりまだ幼いうちというのは、学校現場でも大変だと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、タブレットが子どもたちに支給されておりますが、タブレット教材によるコロナ禍での授業状況はいかがか、お伺ひいたします。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症は社会全体に影響を与え、昨年、学校では臨時休校を余儀なくされました。このコロナ禍の中で、学びを止めずに教育活動を継続していくためのニューノーマルな学校生活を構築していく必要があると考えております。

現在、各学校ではGIGAスクール構想によって、1人1台端末を活用し、ウェブ上での同時双方向型の学級活動を体験したり、自宅に端末を持ち帰り、デジタル教材で学習を行うなど、ICTを活用した学びのモデルチェンジを進めているところです。

教育委員会としましては、今後も学びの保障のために議論を重ね、これからの時代に求められる資質、能力の育成に努めてまいります。

#### ○小高良則君

進んでいますよね。私の時代なんか、ガリ版でしたからね、文書は。

現場から、子ども用のタブレットは支給された。ただ、教員用のタブレットが支給されていない。その前に、教員用のパソコンが全員に配られた、それを使ってという話をされたけど、どうしても同じタブレットを使わないと子どもたちに説明ができずに、子どものタブレットを借りて授業を進めることがあるということなので、やはり教師は不便なところがあるというふうな話を聞いております。ぜひ教員用のパソコンも充実すべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

今現在、子どもたちが使っているのはクロームブックという機種になりますが、当初から教員のクロームブック貸与の予定はございませんでした。それは、国の方からの補助は児童・生徒分でありまして、職員分はそこに含まれておりませんでした。それがまずありましたけど、それ以外に3点、具体的な理由がございます。

まず1点目は、クロームブックの使い勝手が大変分かりやすく、またウィンドウズやマックなど、日頃、職員が使い慣れているパソコンと使い勝手に大きな差異がないということを私たちは確認しておりましたので、十分に、ふだん先生方が個人で使っていच्छるパソコンで対応できると判断いたしました。それが1点目でございます。

2点目につきましては、児童・生徒がパソコンを授業で使用するの、パソコンの中にありますグーグル・フォー・エデュケーションという学習支援システム、それを立ち上げまして、その中で学習を展開しております。これは機種の使い勝手に左右されることがありません。また、タッチスクリーン等を使えば、どの機種でも使い勝手は同じということで、判断いたしました。

3点目ですが、これは各学校にも、先ほど議員の方からお話がありましたように、タブレット型のウィンドウズを各学校で40台以上、資産として持っております。その有効利用を考えまして、また無駄や環境にも配慮いたしまして、教職員は現在使っているパソコンを使うというふうに判断したわけです。

現在、パソコンの授業での使用は、教育センターで継続的に教職員を指導、研修しているところでございますけれども、今後、機種が違うということで苦慮している職員がもしあれば、今以上に懇切丁寧な指導を継続していきたいと思っております。また今後、児童・生徒の人数が減れば、余剰のクロームブックを教職員が使うことは可能と考えております。

以上です。

#### ○小高良則君

児童・生徒が減った場合には余剰のタブレットをと。児童・生徒が減るとするのはちょっと残念なことですけども、ただ、このままだと減るのかなと。

本当に必要であれば、市長部局に財政負担を求めて、必要なものは用意すべきだと考えますが、現状では何とか努力されているということで、現場の方々と教育センターを通じて連絡を密にして、授業の準備、同時にパソコン、タブレットの勉強もしていかななくちゃいけないのかなという、ちょっと大変なところがありますね。先生方には感謝するところでございますが、努力を重ねていただくしかないので、未来の子どもたちのためによりしくお願いいたします。

続いて、最後の質問になりますが、(2)児童・生徒、教職員、家庭、地域が共通課題を理解し、様々な教育行政を築き、向上することを求めます。問題、研究課題、目標はいかがか、お伺いいたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

先ほどの再質問の中で、これについての、課題についての答弁をしておりますが。

## ○小高良則君

私は分けていたつもりだったんですけど、もう、じゃあ答弁されてしまったということで、分かりました。

(1)に戻ります。今後の教育体制の変化はということで、もう一点。

分かりますかね、これは愛知県の地図なんですね。愛知県の中で、下の絵というのは子どもたちがヘルメットをかぶって登校しているところなんですけど、愛知県ではヘルメット着用のルールがある自治体がございます。54市中12の自治体が、小学校の通学にヘルメットを着用するルールがあるということで、ちょっと調べました。詳細は置いておいて、やはり子どもの命を守るために考えた結果だと思います。

防災訓練をした人は多分、分かると思うんですけど、がれきに挟まった人間を、どう救助隊が救助するかというと、腕を胸を押さえて、引きずり出すんですね。とにかく頭さえ保護できれば、あとは何とかけがは治せると、そういう考えで災害時は救助するという訓練を受けたことがございます。

それからすると、徒歩で通学する児童・生徒も、究極はヘルメットをかぶせるのが必要なのかなと、今回のことで考えたところがございます。ただ、夏場はヘルメットによっては蒸れて暑いということもありましたが、でも、今回の事故を見た場合、また八街の道路の状況を見た場合、必要なのかなと。値段を調べると、2千円程度はしてしまうんですけど、一部補助で、完全支給じゃないんですね、保護者からやはり負担金は取る、それに対して補助するような自治体もありました。

今後の検討課題だと思いますので、ぜひとも市長部局も含めて検討いただきたいとお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

## ○議長（鈴木広美君）

以上で新誠会、小高良則議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

## ○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日、8日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 2時20分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第14号

提案理由の説明

2. 一般質問